

令和7年度

伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金

手引き

令和7年4月

伊勢崎市 企画部 企画調整課

1 えがお咲く若者未来共創事業補助金の趣旨

人口が減少する中、生活様式や価値観の多様化が見られ、地域課題や社会課題についても多様化や複雑化が進み、市が保有する資源だけを使った課題解決が難しくなっています。

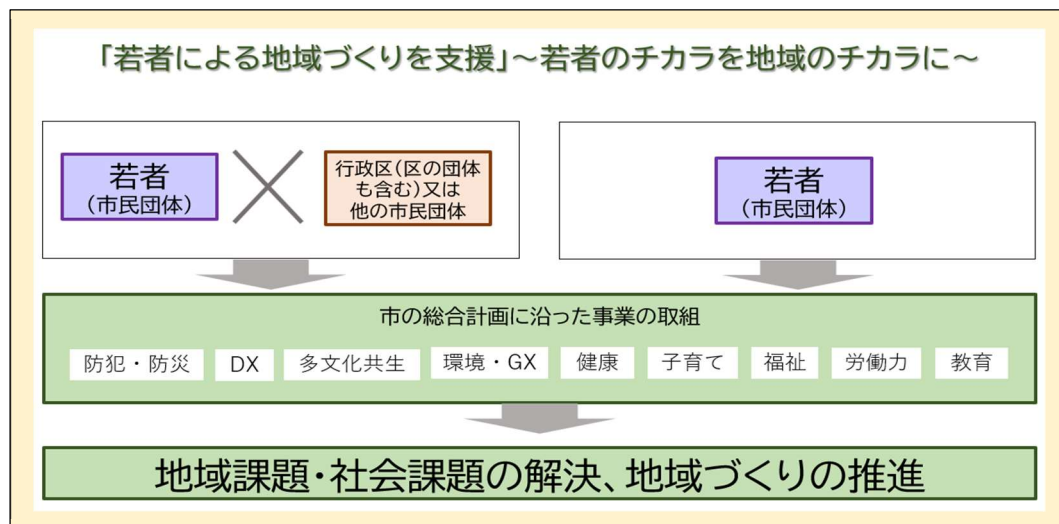
将来にわたり持続可能な地方都市を実現するために、暮らしに関わる市民、企業、団体、学校などの多様な主体が連携して、こうした地域課題や社会課題を共有した上で、その対策を考えてゆかなくてはなりません。そこで、若者に前例にとられない発想や新しいアイデア・意見を出していただき、共に地域課題や社会課題の解決に向けて協働することで、新しい価値を生み出す「共創」による「まちづくり」を進めていきたいと考えております。

以って、次代を担う若い世代が活躍できる地域づくりを進め、将来にわたって「えがお咲く元気な伊勢崎市」を目指していくものであります。

本補助金は、本市の総合計画の方向性に沿った、市内の地域課題や社会課題の解決に取り組む若者の団体が、主体的に活動をし、地域とともに魅力ある未来を創る事業に対して補助を行います。

総合計画には36の重点施策を定めておりますが、これらには現状と課題を整理しております。この課題解決のためには、市民と行政との共創のまちづくりに取り組んでいかななくてはなりません。

若者のチカラを地域のカタチに、若者が地域で活動しようとする挑戦（チャレンジ）を通じて、地域課題や社会課題の解決を図るための若者ならではのアイデアの支援、また、事業の立ち上げ、事業の実施費用など活動に係る経費の一部を補助し、その第一歩を支援します。



〔具体例〕

防災活動、防犯活動・・・防災キャンプ、防犯講習

DX・・・回覧板電子化への取組、スマホ・PC教室

多文化共生活動・・・外国人に対する防災の啓発、交流イベント、日本での生活ルール学習会

環境活動・・・環境啓発、環境美化、里山保全、公共施設の環境美化活動、耕作放棄地の解消

福祉活動・・・高齢者等訪問活動、フレイル予防、高齢者サロン・子ども食堂（居場所づくり）

教育活動・・・子供向けのプログラミング教室、スポーツイベント、農業体験等の生涯学習 など

2 補助金の募集内容

(1) 補助の対象となる者（補助対象団体）

申請日時点において、2名以上の若者で構成され、団体の構成員の8割以上が若者で構成されている団体を対象とします。また、若者が代表である団体とします。

※若者とは、18歳から40歳未満の者をいいます。

※団体とは、市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、企業、その他の団体であって、法人格を有する団体又は任意団体であるかは問いません。

※団体の所在地及び団体の主な活動場所は、市内外を問いません。

※補助金の交付を受けられるのは、年度内に1団体、1回までとします（別事業の申請は不可）。

補助の対象外となる者の例

- ・政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有している団体
- ・その他市長が適当でないと認める団体

(2) 補助対象事業

補助金の申請ができる事業（補助対象事業）は、次の要件のすべてを満たす事業とします。

【要件】

- ①市の総合計画に沿って、地域課題、社会課題の解決に寄与する事業
- ②公益的、社会貢献的な事業
- ③事業開始日から令和8年2月28日までの間に実施する事業
- ④事業期間中2回以上の取組を実施する事業計画を立てる事業
- ⑤将来的に自立した継続が見込まれる事業

補助対象外事業

- ・営利を目的とする事業
- ・国、他の地方公共団体又は本市の他の補助金等の交付を受ける事業
※本市の他制度による補助等の例
伊勢崎市協働まちづくり事業補助金、伊勢崎市中心商店街にぎわい再生事業費補助金 等
- ・政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- ・選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

(3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、地域の課題解決等の取組に必要な運営・活動に要する次の経費とし、市長が必要かつ適当と認めるものとします。

経費区分	支出項目	対象経費	対象外経費
報償費	報償費	外部の講師・専門家への謝礼	団体構成員への謝礼、団体構成員に対する講習等への謝礼(協働連携先団体への謝礼も含む。)
旅費	旅費	公共交通機関の乗車運賃、タクシーの利用料金、有料駐車場利用料金、講師・専門家の宿泊費(これらのうち、領収書が発行できないものを除く。)	補助事業と直接関係性のない交通費、事業参加者に対する旅費、団体構成員の交通費及び宿泊費(協働連携先団体への交通費及び宿泊費も含む。)
需用費	消耗品費	事務用品、物品の購入費	団体が日常的に使用するもの
	印刷製本費	資料、広報用のチラシ、ポスター等の印刷費	
	原材料費	補助事業に必要な食材費、材料費等	団体構成員の食糧費、会議や親睦的な飲食費、宿泊時の食事代
	燃料費	ガソリン代	補助事業と直接関係性のない自家用車等のガソリン代
役務費	通信運搬費	はがき代、切手代、郵送料、運送業者へ支払う運搬費	団体又は団体構成員が所有する電話・ファクシミリ・電子メール等の通話料・通信料
	保険料	イベント保険料、備品等の損害保険料等	補助事業と直接関係性のない保険料(火災、地震等の家屋にかかる保険料などの年間保険料)
委託料	委託料	駐車場警備費、会場設営費等外部に委託した費用(自団体では、実施できない業務の一部を委託する際に生じた費用。事業そのもの又は事業実施に係る作業等の全てを委託する場合は対象外)	
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等	家賃(敷金、礼金を含む)
備品購入費	備品購入費	備品代(5万円を超える物品)は、補助対象経費の総額に占める割合は20%を上限とする	
その他	その他	市長が特に必要と認める経費	市長が適当でないと認めた経費 交際費、他の団体への会費、団体の管理・運営に要する経常的な経費(人件費・家賃・賃借料・光熱水費 等など)

(4) 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、補助額は20万円を限度として交付します。

1,000円未満の端数は切り捨てます。

3 遵守事項・注意事項

- ・領収書が発行できない場合は、領収書の代わりとなる支払ったことを証明する書類の提出が必要となります。
例えば、銀行振込等により、領収書が用意できない場合は、請求書や振込内容が分かるもの（団体名、振込先の入った明細票や通帳のコピーなど）を提出してください。
- ・謝礼を渡す場合は、相手先からの受領書等を提出してください。
- ・備品購入費は、カタログ又は見積書の写しの提出が必要となります。
- ・領収書のない支出、宛名に団体名のない領収書や但し書きの記載が「お品代として」のみの領収書は、補助対象となりません。但し書きには、文具等の消耗品、会場費等、具体的に記載してください。
- ・店舗によっては、領収書では、購入明細がわからない場合があります。その場合は、明細のコピーを取る、写真を撮るなどして購入した明細が分かるよう提出してください。レシート用紙に領収書が印字される場合は明細を切り離さずに提出してください。
- ・収支予算書（様式第3号）の「項目」に計上されていない経費で、事業実施時に支出が生じる可能性がある場合には、ご相談ください。補助の対象とならない場合があることを予めご了承ください。
- ・振込手数料は、発生した科目に付随した費用とし、団体名、振込先の入った明細票の提出が必要となります。
- ・インターネット等で購入したものの配送料は、発生した科目に付随した費用としてください。
- ・事業で自家用車等を使用した際の燃料費（ガソリン代）については、事業で使用したと認められる分のみ補助の対象となります。
- ・申請団体（連携協働先の団体を含む）の構成員に対する支払いや主催・共催・後援団体の会員、家族等への謝礼・報酬などは、補助対象外となります。

4 申請方法

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）～11月20日（木）まで

※事業を開始する3か月前の月の20日までに申請してください。

※申請事業に対する審査があります。

※令和8年2月28日（土）までに完了する事業に限ります。

※交付決定額の累計が予算に達した場合は、申請期間内であってもその時点で受付を終了します。

申請受付の目安

受付は、日程によらず随時受け付けていますので、事業を開始する3か月以上前の申請もできます。

なお、企画調整課窓口での申請受付で、20日が土日祝日の場合には、直近の金曜日までとします。

申請受付日	審査・採択	事業準備期間	事業開始時期
申請開始日 ～4月20日	5月	補助金交付決定後～ 約1か月間	7月
～5月20日	6月		8月
～6月20日	7月		9月
～7月20日	8月		10月
～8月20日	9月		11月
～9月20日	10月		12月
～10月20日	11月		1月
～11月20日	12月		2月

(2) 申請に必要な書類

補助金の申請を希望する団体は、次の書類を提出（持参、郵送又はEメールによる。）してください。

なお、①から④の様式は、市ホームページ・企画調整課にて配布しています。

- ①えがお咲く若者未来共創事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体概要書（様式第4号）
- ⑤団体名簿（任意様式：氏名、住所、生年月日、年齢等を記入のこと）
- ⑥規約、定款その他これらに類する書類（ある場合）
- ⑦カタログ又は見積書の写し（備品購入がある場合）

(3) 提出方法

提出先：伊勢崎市 企画部 企画調整課（本庁舎東館4階）

受付時間：月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

住所：〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話：0270-27-2707

FAX：0270-23-9800

E-mail：kikaku@city.isesaki.lg.jp

<注意事項>

- ・提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・窓口での提出時に、申請事業の内容等の確認をさせていただく場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- ・郵送又はEメールにより提出された申請事業の内容等について、後日、確認させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

5 審査方法

補助金申請がされた事業は、公正かつ適正な選定のため、「伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）」により審査を行い、委員会の意見を踏まえ補助金交付の適否を市長が決定します。

審査基準及び採択基準は以下のとおりとします。

審査基準：以下の項目について採点を行います。（各5点、総得点 25 点）

①公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
②主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④独創性・発展性	若者ならではの夢や独創性、創意工夫がみられるか、今後の活動につながる取組や発展し得る事業であるか、など。
⑤啓発性・PR性	市民をはじめ市内外への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準

- ①委員会の委員による書類審査を行います。
- ②各項目を5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。
- ③委員の総得点が1人でも15点未満の場合には、予算の範囲内であっても不採択とします。

6 事業実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）

7 補助金交付までの手順

（1）交付決定

審査の結果、採択された場合は、交付決定通知書（様式第5号）により通知します。不採択の場合には、不交付決定通知書（様式第6号）により通知します。

（2）前金払（概算払）※必要な場合のみ

事業実施にあたり、資金の確保が困難などの理由により、市長が必要と認める場合には、補助金の全部又は一部について、前金払（概算払）をすることができます。希望する場合には、次の書類を提出してください。

- ・前金払請求書（様式第7号）
- ・振込口座の情報が分かるもの（通帳のコピーなど）

（3）補助対象事業の事業計画の変更等

補助金の交付決定を受けた後に、事業の内容や予算等に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに、補助金変更等承認申請書（様式第8号）を提出してください。

審査の結果は、補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知します。

<注意事項>

- ・事業の趣旨・目的を変更することはできません。
- ・収支予算書（様式第3号）の「項目」に計上されていない経費で、事業実施時に支出が生じ、事業計画に変更が生じる場合には、補助金変更等承認申請書の提出が必要となる場合があります。

（4）実績報告

補助事業の終了後30日以内に、次の書類に提出してください。

- ①実績報告書（様式第10号）
- ②事業報告書（様式第11号）
- ③収支決算書（様式第12号）
- ④支出に関する書類（領収書の写し又は請求書の写し及び口座振込書、通帳等の写し）
- ⑤事業の記録及び成果物の写真（当日の記録写真、チラシ等）
- ⑥購入備品の写真（備品購入がある場合）

<注意事項>

- ・補助事業を中止した場合も、補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第9号）が交付されてから30日以内に、上記①から⑥を提出してください。
- ・事業が完了する前でも、場合により、実績報告とは別に状況報告を求めることがあります。

（５）成果報告会

委員会において、事業の実績又は成果を発表する成果報告会を実施する予定です。（詳細は未定）

期日：令和8年3月

場所：伊勢崎市役所内会議室

内容：プロジェクター等を使用した事業報告

（６）補助金の額の確定

提出された実績報告書等を市が精査し、交付決定の内容と照らし合わせて審査します。審査の結果、実施内容が交付決定の内容と合致するときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第13号）を送付します。

（７）補助金の支払

補助金交付額確定通知書に基づき、市から指定の口座に補助金を振り込みますので、補助金交付請求書（様式第14号）を提出してください。

なお、前金払（概算払）を行った場合で、補助金の支払済額と確定額に差額が生じた場合は、補助金交付額確定通知書に基づき精算を行います。

（８）補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還

本事業は、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）に則り補助金を交付するものとし、補助金等の返還の必要が生じた場合は、同規則に基づいて手続きを進めますので、予めご留意ください。

次の場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。これは、補助金交付額確定通知書を受けた後も同様とします。

補助金の交付決定又は額の確定が取り消しとなった場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還することとなります。

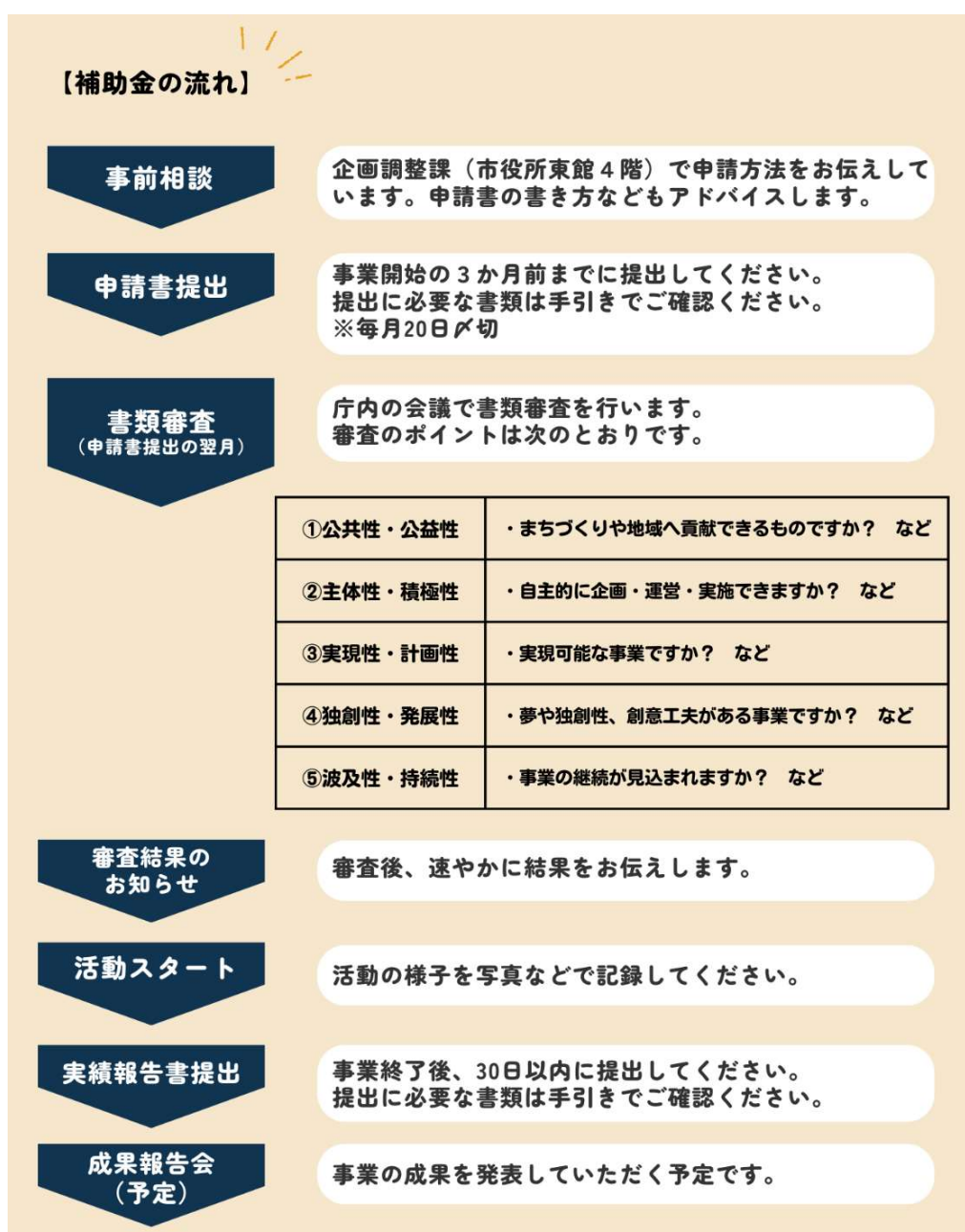
- ①伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- ②偽り或其他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ③補助事業が中止された場合（天変地異など、やむを得ない理由がある場合は除く。）
- ④本補助金を、交付決定を受けた事業以外の用途に使用した場合

(9) 公表

本補助金の交付決定を受けた事業は、次の事項を市ホームページに掲載します。

- ・補助事業等の名称（事業名）
- ・補助事業者（団体名）
- ・事業の概要
- ・事業の実施時期
- ・補助金の交付決定額

なお、申請を予定される団体は、補助金の交付決定額の累計を合わせて公表しますので、予算残額を確認してください。



8 その他

(1) 留意事項

- ・補助事業の実施において事故等が発生した場合は、事業実施団体が自ら解決してください。本市がこの損害を補償することはありません。
- ・事業の内容に応じて、適切な安全対策を実施するとともに、必要に応じて保険に加入してください。なお、補助事業の実施のために加入した保険に係る経費は、補助対象経費とします。
- ・補助事業の実施において遵守すべき法令や必要な許可申請等は、事業実施団体が責任をもって把握し、遵守してください。
- ・データ等を引用する際には、出典元を明らかにするとともに、画像・動画における著作物の映り込みなど、著作権法その他の法律に抵触しないよう、事業実施団体が、関係機関等への確認や必要な手続等を行ってください。楽曲使用の場合も同様です。
- ・イベント等に関する申込みや問合せ等の窓口は、事業実施団体となります。報道機関や一般市民からの問合せについては、本市は一切対応いたしませんのでご注意ください。
- ・補助事業の実施のために収集した個人情報、外部に漏れることのないよう、適切に管理してください。
- ・提出書類の作成及び提出等に必要な費用は、申請団体の負担となります。
- ・補助事業の実施において作成するチラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物には、「伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金交付事業」の標示を行ってください。
- ・提出された書類は返却いたしません。申請等でお預かりした個人情報は、本補助事業に係る事務以外には、使用しません。
- ・本補助金の交付に関する手続、事業実施団体の負担する義務及びそれに対する市長の権限等に関する基本的な事項は、本手引きに定めるほか、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）に定めるものとします。

(2) 市の支援

市では、補助金の交付以外でも、事業を円滑に進めるため、補助金の交付が決定した後に、事業を実施する団体の皆様に対し、必要に応じて以下の支援を行います。

- ①市のホームページ又は市のSNSの公式アカウントによる事業の周知
- ②市内公共施設へのチラシ配架及び掲示
- ③その他、市長が認めるもの

9 Q&A

■応募資格について（P. 2 補助の対象となる者（補助対象団体））

Q1 申請者は誰でもできますか。

A1 2名以上の団体で構成され、そのうち8割が若者であり、代表が若者であることが要件です。また、団体の活動及び団体の所在地は市内外を問いません。任意の団体でも可能ですが、個人は不可です。

Q2 団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。

A2 申請団体が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。異なる団体であれば、応募は可能です。

■対象事業について（P. 2 補助対象事業 P. 6 審査基準）

Q3 部活やサークルなどの活動でも応募することはできますか。

A3 事業内容が活動の一環の場合でも、市の総合計画に沿って、地域課題、社会課題の解決に寄与し、公益的、社会貢献的な事業であれば応募可能です。部活やサークルの「大会参加」のための応募はできません。

（例）学生だけ、学校内だけではなく、地域に出かけ広く一般の人も参加できる活動、

地域の団体組織や企業との関わりをもった活動 など地域課題、社会課題の解決を目指す事業

Q4 毎年、地区の団体が行っている事業（地区行事等）でも応募はすることはできますか。

A4 当該団体の地区行事を対象とした取組は、補助対象事業とはなりません。しかし、地区のコミュニティ活性化や地域づくりを目的として、地区の団体同士が連携・協働した事業で、市の総合計画に沿った、地域課題、社会課題の解決に寄与し、今後の活動につながる取組や発展し得る事業である場合には、応募できます。

Q5 スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。

A5 特定の人々（対価を払った者、組織の仲間）を対象とした、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から、補助対象事業とはなりません。

Q6 調査や研究は対象となりますか。

A6 調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。

■申請について（P. 2 補助対象事業）

Q7 申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。

A7 実施年度において類似する国、他の地方公共団体又は本市の他の補助金等を受ける場合には、申請することはできません。

なお、団体として他の制度で助成を受けていたとしても、本制度に申請する事業と異なっていれば本制度の対象となります。市の他の制度で助成を受けている場合も同様です。

■補助金額について

Q8 2団体が連携・協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。または、1団体ずつ申請をして同じ事業と一緒に実施してもよいですか。

A8 1事業に対する補助のため、複数の団体で連携・協働した事業であっても、補助金の上限金額は変わりません。申請団体に補助金を交付します。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

■補助対象経費について (P. 3 補助対象経費)

Q9 連携・協働している団体に、謝礼やチラシ印刷代等を支払うことは可能ですか。

A9 支払うことはできません。支払う場合は、連携・協働団体から除外してください。

Q10 他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。

A10 当該団体が主体的に実施する事業が経費対象となるため、他団体が主催する事業に関する経費は補助対象とはなりません。

■補助金の交付について (P. 4 遵守事項・注意事項 P. 7 補助対象事業の事業計画の変更等)

Q11 事業完了後、申請時より対象経費が増えてしましたが、補助金額の増額はありますか。

A11 対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありせん。変更が生じる場合には、補助金変更等承認申請書の提出が必要となります。なお、事業計画の変更の相談を受けた際、交付決定額の累計が予算に達していた場合には、増額に応じられませんので、ご注意ください。

Q12 参加者から参加料、協賛金等の事業収入があってもよいですか。事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。

A12 事業収入があっても構いません。収入分は、補助金から差し引くことはありませんが、営利を目的とする事業は補助対象とはなりません。

■実績報告について (P. 4 遵守事項・注意事項 P. 7 実績報告)

Q13 全ての支出に対して領収書は必要ですか。

A13 必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。

■補助事業の実施期間について (P. 7 事業実施期間)

Q14 事業はいつまでに完了すればよいですか。

A14 事業自体は、補助金交付決定日から令和8年2月28日(土)までに完了するものとします。なお、補助事業に係る収入及び支出の対象期間は、実績報告書の提出期限である補助事業の終了後30日以内までとします。

Q15 事業の繰り越しはできないか。

A15 年度の繰り越しはできません。令和7年度に支払いが完了した経費が対象となります。(A14 参照)

10 記入例

様式第1号（第7条関係）

令和7年 7月〇〇日

年度えがお咲く若者未来共創事業補助金交付申請書

（宛先）伊勢崎市長

申請者 所在地 伊勢崎市今泉町1-1-1

団体の名称 ○○○会

代表者・氏名 会長 伊勢 咲紀

年度において、伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市補助金等交付規則第4条（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、規則及び伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金交付要綱を遵守します。

1 申請の内容

補助事業等の名称	○○○○事業
交付を受けようとする補助金等の額	金 130,000 円

2 前金払を必要とする理由

本事業を円滑に進めるため

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 団体名簿（任意様式：氏名、住所、生年月日、年齢等を記入）
- (5) 規約、定款その他これらに類する書類（ある場合）
- (6) カタログ又は見積書の写し（備品購入がある場合）

令和7年 7月〇〇日

事業計画書

団体の名称	〇〇〇会		
補助事業等の名称	〇〇〇〇事業		
事業の趣旨・目的	本市には約60か国の外国籍の方々が住んでいる。外国人住民が地域コミュニティなどにうまく溶け込めていない場合があることから、日本人、外国人が分け隔てなく地域の一員として協力して生活できるよう、お互いの文化や生活習慣についてなどを、老若男女問わず多くの方にイベントや啓発誌を通じて知ってもらい、国籍を問わず、互いに理解し共存する、多文化共生社会を推進することを目的とする。		
市の総合計画上の位置付け	重点施策 7-1 互いに認め合う多文化共生の推進		
事業内容・特徴	・講演会・交流イベントの実施（参加者：100人程度） 講師を招き、講演の後に、質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。また、多国籍文化に触れられる交流イベントを実施し、お互いの文化や生活習慣について、理解を深める ・啓発誌の発行 上記イベント参加者に啓発誌を配布する。併せて、QRコードを付けて、〇〇〇会や●●●サークルが行っている活動を周知し、繋がりを深める ・生活ルール、日本語教室の開催 上記イベント参加者を対象に、3カ月にわたって、仕事や生活をする上で必要な日本語と生活ルールを学ぶ		
事業実施期間	令和8年2月28日まで に完了する事業	令和7年 10月〇〇日 から 令和8年 2月〇〇日 まで	対象者等の事業規模、 事業内容を詳細に記載
参加費等の有無	☒ 無 ・ ☐ 有 (円)		
事業計画	時期	内容	事業実施場所
	10月	講演会・交流イベント 講師依頼、周知(参加者募集)	
	11月	講演会・交流イベントを実施 啓発誌の発行	紺の郷
	12月～2月	生活ルール、日本語教室の開催	公民館等
事業の実施により期待される効果	・講師を招いた交流イベントを通じて、多国籍文化や生活習慣等の話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、多文化共生に関する理解を深めることができ、多文化共生社会の実現に近づく ・〇〇〇会は、毎年イベントを実施しているので、イベント運営のノウハウがあり、●●●サークルは学生団体であることから、学生ならではの得意分野を発揮し、互いの強みを活かし、より効率よくできる		
協働連携団体	団体の名称	代表者名	他団体との協働連携事業の場合 には、 <u>期待される効果</u> を必ず記載
	●●●サークル	赤城 花子	
類似する補助金の受領（予定も含む。）の有無	他に補助金を受領（予定を含む。）する場合は、申請できません。 ☐ 有 ・ ☒ 無		

書類審査における事業説明になります。

事業説明の中では、具体的な数値（この事業を行うことで、こういった○人の方を□人に減らしたい など）をできる限り記入してください。

【事業計画書添付書類】

令和7年 7月〇〇日

審査項目ごとの事業説明

審査項目	審査基準	事業説明
公共性・公益性	・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど	全ての方が対象であり、外国人住民が地域コミュニティなどに関わりを持つきっかけとなり、日本人、外国人が分け隔てなく地域の一員として生活できる多文化共生社会の実現に向けた、地域社会に貢献できる事業である。
主体性・積極性	・自主的に企画・運営・実施するものであるか ・積極的に協働する姿勢があるかなど	イベントは〇〇〇が主に企画・運営し、実施は協働で行う。 ●●●サークルは学生団体であることから、学生ならではの得意分野を発揮し、互いの強みを活かし、より効率よく事業を実施していく。
実現性・計画性	・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど	本申請にあたっては、4月から打合わせをしてきた。10月にイベント準備・参加者募集、11月からの事業実施は、時間的には十分な計画であり、会場に観客を入れてできない場合は、オンラインでの開催も検討している。
独創性・発展性	・若者ならではの夢や独創性、創意工夫がみられるか ・今後の活動につながる取組や発展し得る事業であるかなど	講師を招いてディスカッションしてもらうこと、イベント開催と併せて、啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。また、啓発誌には、団体のQRコードを付け、イベント後も参加者へ情報等を発信することができ、今後の活動に活かしていく。
啓発性・PR性	・市民をはじめ市内外への発信力はあるか ・実施に当たってのPR方法はどうかなど	チラシや啓発誌の配布は、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、また、SNSも活用してPRしていく。

地域にとって実施事業が必要である点を掲げ、地域課題や社会課題の解決、魅力の向上という視点に着目

実施事業について、補助期間中どのように展開していくのか、補助金終了後も活動に必要な人材は確保できるのかなどに着目

実施事業を通じて、新たな人とのつながりが広がることや、地域力の向上につながるという視点に着目

令和7年 7月〇〇日

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	説 明 (内訳・内容等)
市からの補助金	(A) 130,000	
自己資金	45,000	
参加費等		
協賛金・寄附	30,000	
その他		
合 計	205,000	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	うち補助対象 経費	説 明 (内訳・内容等)
報償費	40,000	40,000	講師謝礼(10,000円×4名)
旅費	20,000	20,000	講師交通費(5,000円×4名)
消耗品費	40,000	30,000	イベント看板10,000円 文具類20,000円 (コピー用紙、テープ他) 弁当代10,000円 補助対象外経費
印刷製本費	80,000	80,000	チラシ印刷代(イベント・教室) 35,000円(50円×700枚) 啓発誌 45,000円(150円×300冊)
原材料費			
燃料費			
通信運搬費	7,000	7,000	チラシ郵便料
保険料	10,000	10,000	イベント保険
委託料			
使用料及び賃借料	8,000	8,000	会場使用料
備品購入費			
その他			
合 計	205,000	(B) 195,000	

3 市からの補助金の算出方法

補助対象経費 (B)

補助率

195,000

×

2/3

=

130,000

・・・①

(千円未満切捨)

補助金上限額 20万円 ・・・②

①と②を比較して、小さい方の額が市からの補助金 (A) となります。

よって、市からの補助金額 (A) = 130,000

令和7年 7月〇〇日

団体概要書

団体の名称		(フリガナ)
所在地		〒
代表者氏名		(フリガナ)
連絡担当者 <u>日常的に連絡 が取れる方</u>	氏名	〒
	住所	
	TEL	
	FAX	
	Eメール	
設立年月		年 月
構成員数		人（うち市内在住・在勤・在学 人）
団体の目的		団体の活動（事業）目的を記載 本制度活用のために立ち上げた場合は、その目的を記載
主な活動場所		
主な活動内容・実績		成立から現在までの団体の主な活動実績について記載 （当市の補助金、助成金等の交付実績等を含む）

団体名簿（2名の場合）

※構成員が3名以上の場合は、任意の様式で作成すること

氏名	住所	生年月日・年齢	役職
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	

申請日時点において2名以上の若者で構成され、団体の構成員の8割以上の若者で構成されています。

■市の総合計画の位置付け（7つの政策、36の重点施策）

政策	政策のゴール	重点施策
1 子育て・教育政策	未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち	1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進
		1-2 幼児教育・学校教育の充実
		1-3 1人ひとりに寄り添う教育の推進
		1-4 児童・生徒の健全な心身の育成
		1-5 子どもから若者までの支援の充実
		1-6 生涯を通じた学びの機会の充実
		1-7 誇れる文化財の保護・継承
2 健康・福祉政策	誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち	2-1 健康づくりと疾病予防の推進
		2-2 地域医療体制の充実
		2-3 社会保険制度の健全な運営
		2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進
		2-5 地域の支え合いによる福祉の増進
		2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		2-7 障害者への支援の充実
3 産業・観光・文化政策	経済の好循環が生まれ、活気にあふれ人が集えるまち	3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進
		3-3 効率的かつ安定的な農業の推進
		3-4 特長のある観光の創出と振興
		3-5 文化活動の継承と振興
4 まちづくり政策	住環境と自然環境が調和した、心地良い空間で暮らせるまち	4-1 適正な土地利用と良好な景観形成
		4-2 魅力ある市街地の形成
		4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立
		4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		4-6 心安らぐ住環境の整備
5 安心安全政策	1人ひとりが日頃から安全を意識し、安心して暮らせるまち	5-1 災害に強いまちづくりの推進
		5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進
		5-3 交通安全対策の推進
		5-4 消防・救急体制の充実と強化
6 環境政策	あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち	6-1 脱炭素社会の推進
		6-2 循環型社会の推進
		6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進
7 共生・共創・行財政政策	互いに認め合い、共に創る、未来に向かって持続発展できるまち	7-1 互いに認め合う多文化共生の推進
		7-2 人権を尊重するまちづくりの推進
		7-3 協働まちづくりと地域活動の推進
		7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進